

職業安定分科会雇用保険部会（第199回）

資料 2

令和 6 年11月20日

財政運営（失業等給付・雇用保険二事業）について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

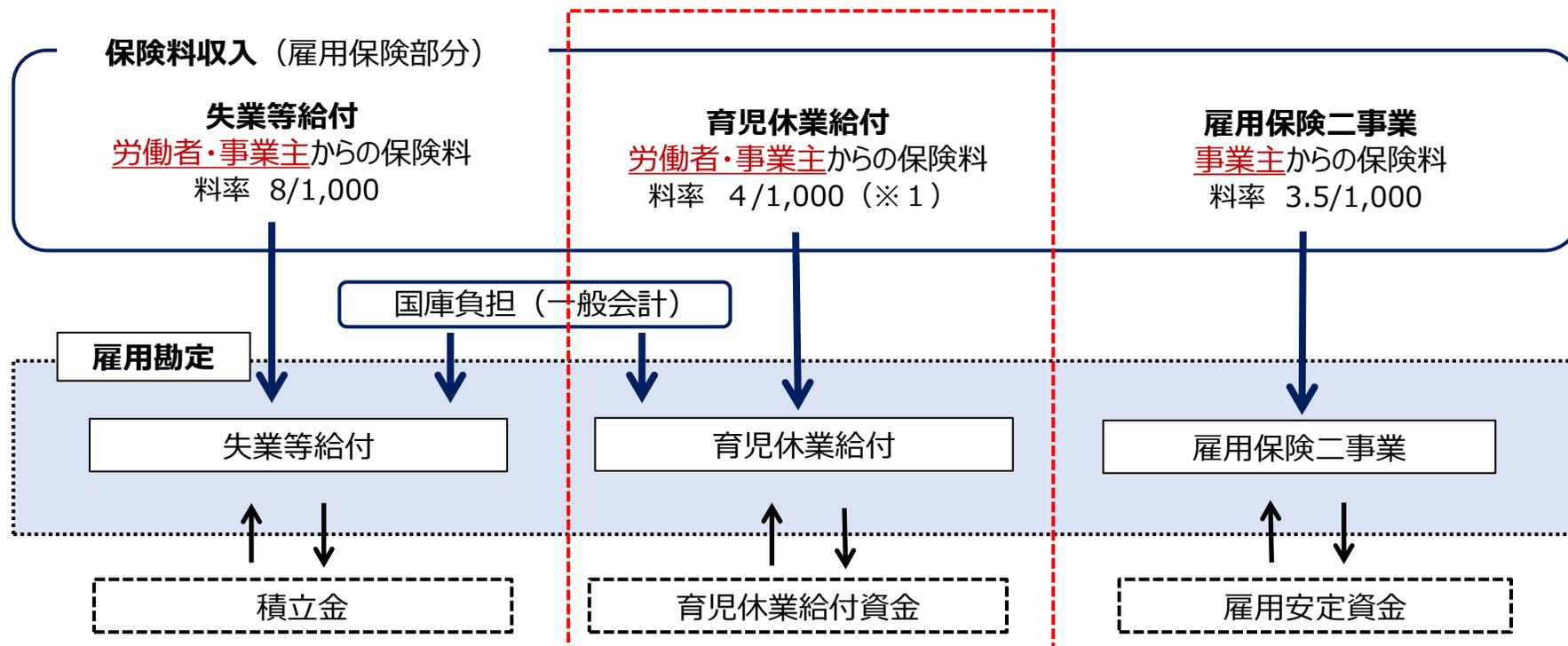
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

労働保険特別会計(雇用勘定)の仕組み

令和7年度から子ども・子育て支援特別会計に移管(※2)

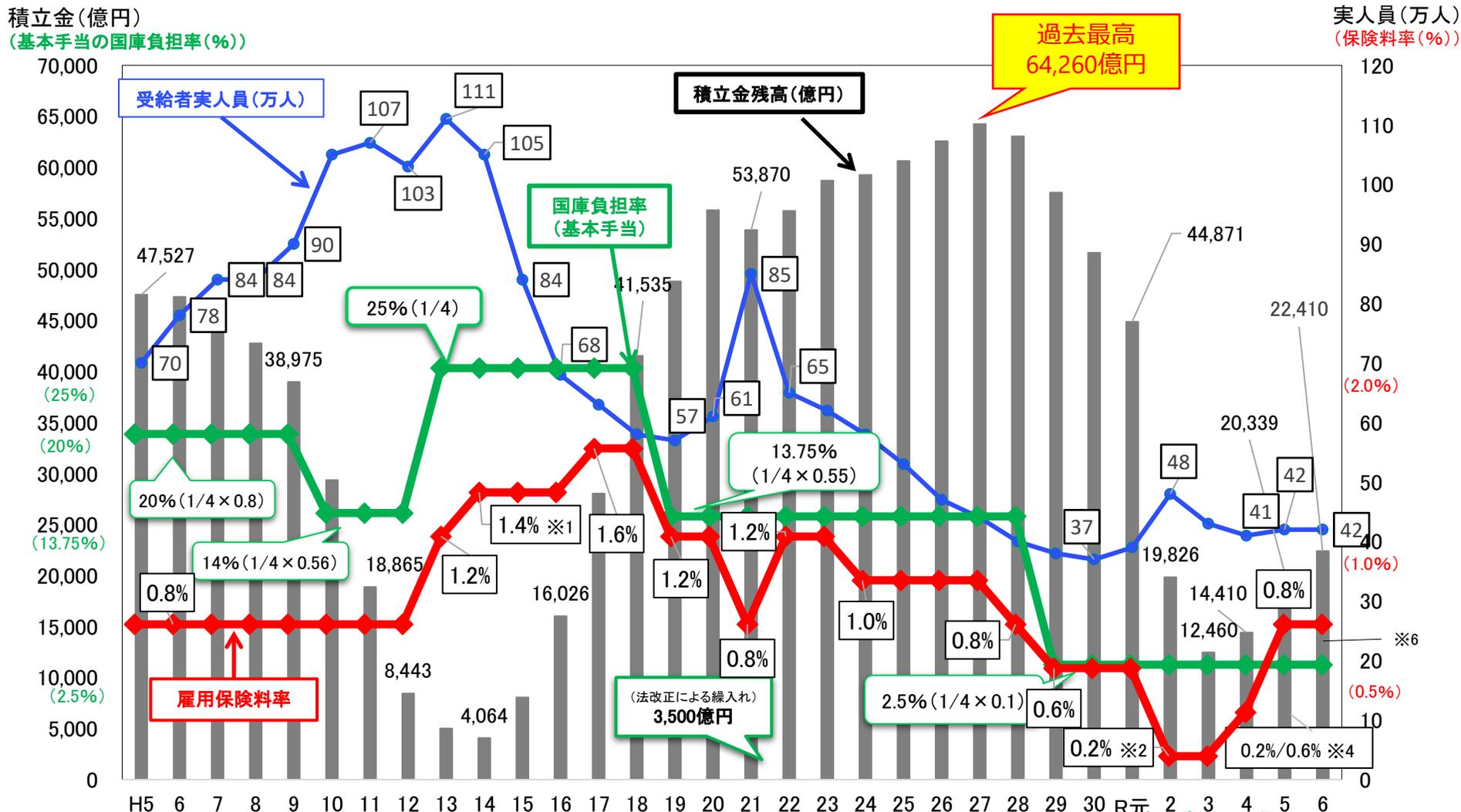


※1 「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第26号)により、令和7年度から本則の保険料率を5/1,000に引き上げるが、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整(注)。

(注) 該当年度の積立金残高(見込み)と翌年度の収入(見込み)の合計額が、翌年度の支出(見込み)の1.2倍を超える場合は、翌年度の料率を4/1,000とすることができる。

※2 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)は令和7年度に新たに創設される子ども・子育て支援特別会計に移管される。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移

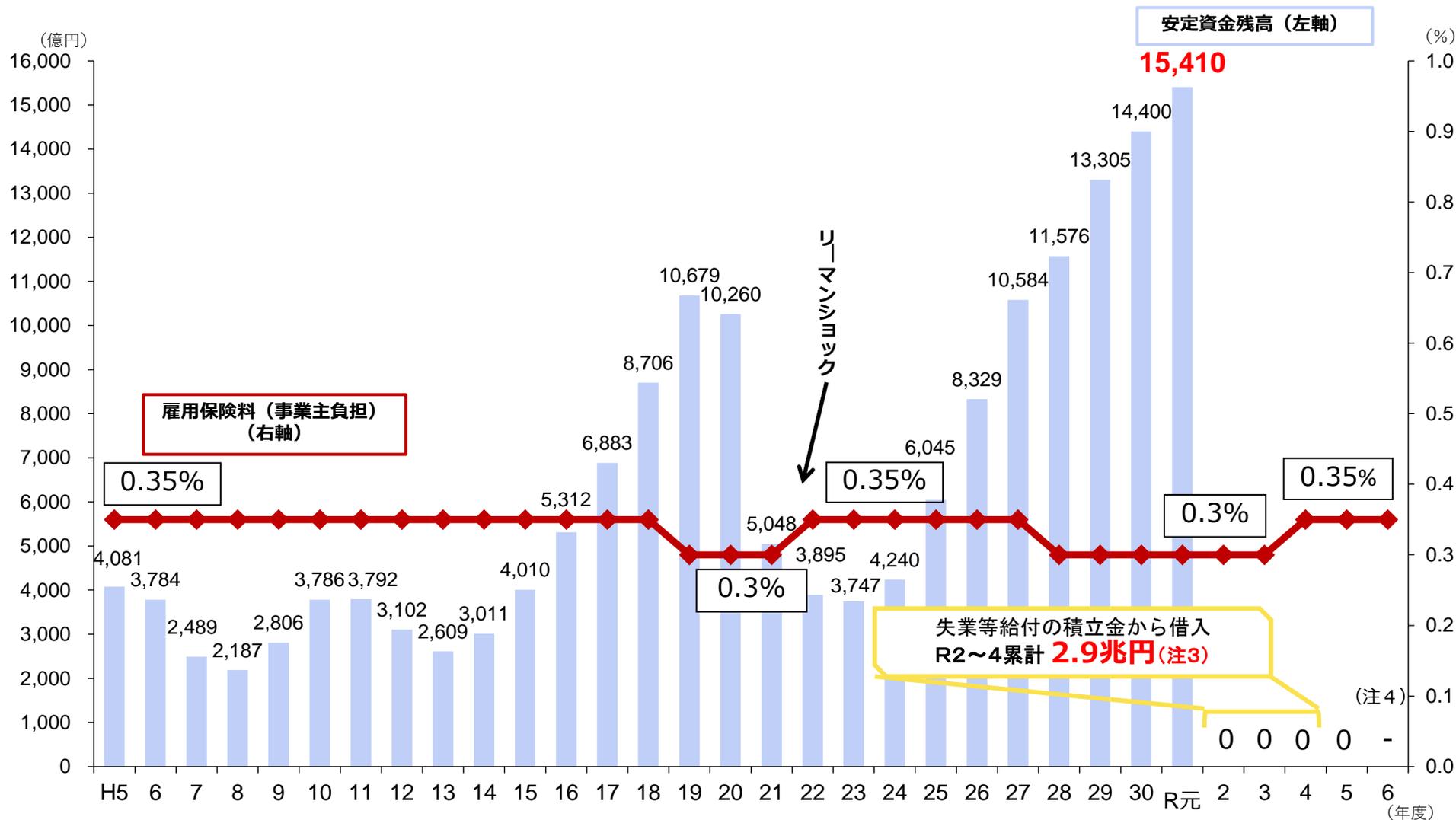


※1 平成14年度は10月から弾力条項により0.2%引上げ。
 ※2 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。
 ※3 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。
 ※4 令和4年度の保険料率は、4~9月=0.2%、10~3月=0.6%であり、平均して0.4%としている。
 ※5 令和4年度以降の国庫負担割合は、雇用情勢及び雇用保険の財政状況に応じて1/4又は1/40(別途一般会計からの繰入れも可能)であり、令和6年度は1/40。
 ※6 積立金残高は、令和5年度までは決算額。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。

〈令和3年度補正予算による繰入れ〉 1.7兆円

〈令和4年度第2次補正予算による繰入れ〉 0.7兆円

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和5年度までは決算額。

(注4) 令和6年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「安定資金残高」欄は「-」としている。

労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収 入	4,087	21,600	15,453	16,167
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	17,550	7,444	185
支 出	15,180	14,520	12,913	13,450
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931
差 引 剰 余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲ 13,951 (30,094)	▲ 14,447 (22,373)	▲ 590 (8,186)	0
雇用安定事業費からの返還	0	0	0	3,212
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
1.70兆円	1.76兆円
1.67兆円	1.69兆円
0.02兆円	0.02兆円
1.50兆円	1.63兆円
1.27兆円	1.40兆円
0.21兆円	0.13兆円
0	0
—	—
2.24兆円 (2.58兆円)	2.37兆円 (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 令和6年度及び令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「雇用安定事業費からの返還」欄は「—」としている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収入	26,900	32,664	14,187	8,558
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0
支出	42,310	32,664	14,187	5,346
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	531
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789
差引 剰 余	▲15,410	0	0	3,212
積立金へ返還	0	0	0	3,212
安定資金残高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
0.78兆円	0.79兆円
0.73兆円	0.74兆円
0	0
0	0
0.65兆円	0.64兆円
53億円	99億円
0.64兆円	0.63兆円
0.13兆円	0.16兆円
-	-
- (2.58兆円)	- (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。
 2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。
 3. 令和6年度予算において、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰り入れられた残余を返還予定であるが、当該金額は含まれていない。
 4. 令和6年度及び令和7年度に生じる剰余金の扱いは未定であるため、「積立金へ返還」、「安定資金残高」欄は「-」としている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について（失業等給付）

- 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000（労使折半）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

$$\begin{array}{l}
 2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 \left[\begin{array}{c} \text{※ 令和5年度決算額による計算} \\ \text{=} \\ \text{2.23} \end{array} \right] (\rightarrow +4/1000\text{まで})
 \end{array}$$

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項（※））

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

注1：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

注2：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

雇用保険料率の弾力条項について（雇用保険二事業）

- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

$$1.5 < \frac{\text{（保険料収入 - 二事業に要する費用）} + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率引下げ
(→ -0.5/1000まで)

※ 令和5年度決算額による計算 = 0.35

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第10項及び第11項（※））

- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

注：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

失業等給付に係る保険料率の推移

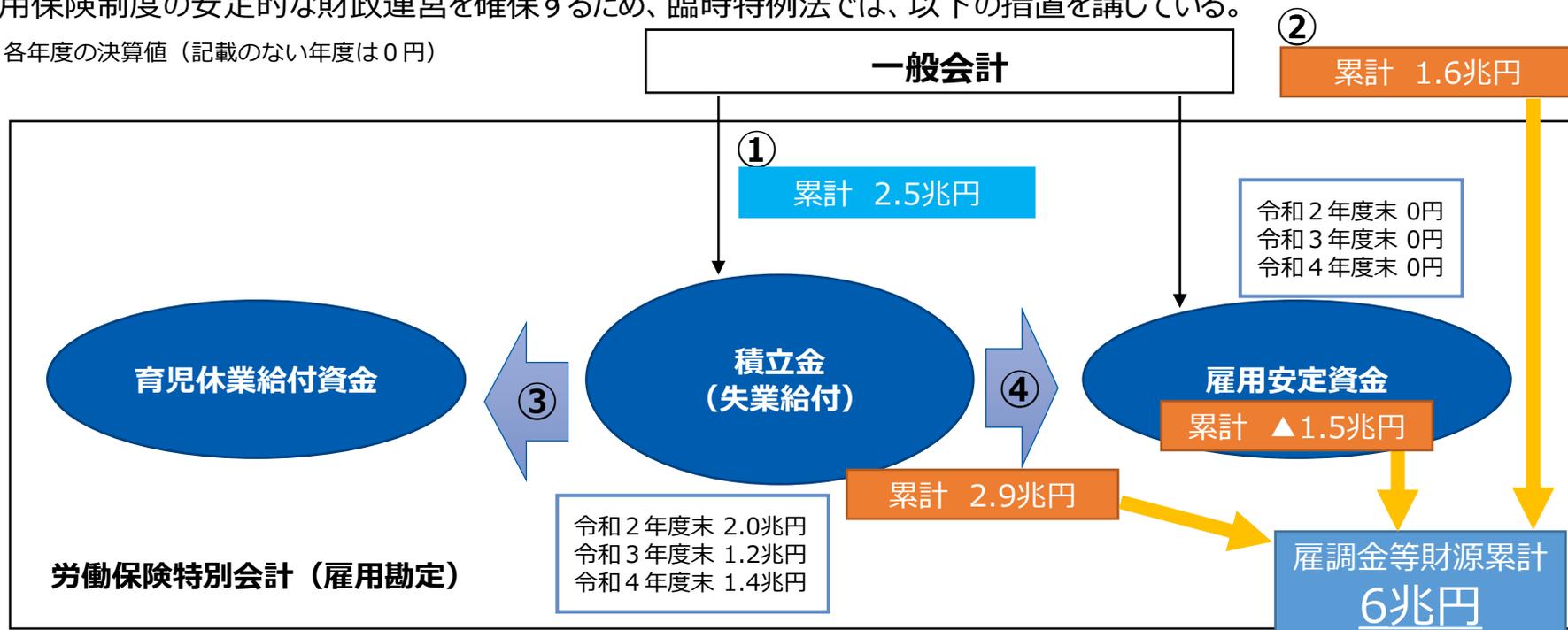
	実際の料率	下限	原則	上限	
昭和50年度	10/1,000(原則)	8/1,000	10/1,000	12/1,000	雇用保険法制定
昭和54年度	11/1,000				弾力
平成4年度	9/1,000				弾力
平成5年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結(暫定)
平成13年度	12/1,000(原則)	10/1,000	12/1,000	14/1,000	法改正／弾力を支出対比方式に変更
平成14年度後期	14/1,000(上限)				弾力
平成15年度	14/1,000(原則)	12/1,000	14/1,000	16/1,000	法改正(2年間の暫定)
平成17年度	16/1,000(原則)	14/1,000	16/1,000	18/1,000	(暫定措置終了)
平成19年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	法改正／弾力
平成21年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結(1年間の暫定)
平成22年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	弾力
平成24年度	10/1,000(下限)	10/1,000	14/1,000	18/1,000	法改正／弾力
平成28年度	8/1,000(下限)	8/1,000	12/1,000	16/1,000	法改正／弾力
平成29年度	6/1,000(下限)	6/1,000	10/1,000	14/1,000	法改正(3年間の暫定)／弾力
令和2年度	2/1,000(下限)	2/1,000	6/1,000	10/1,000	法改正(2年間の暫定)／弾力
令和4年度前期	2/1,000	0/1,000	2/1,000	6/1,000	法改正(1年間の暫定)
令和4年度後期	6/1,000	2/1,000	6/1,000	10/1,000	
令和5年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	(暫定措置終了)
令和6年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	

※令和2年法改正により、育児休業給付を失業等給付から独立させ、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)を設定し、区分経理を行っている。

雇用調整助成金の財源について

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。

(注) 各年度の決算値 (記載のない年度は0円)



- 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。(～令和4年度)
注：令和3年度 1.7兆円、令和4年度 0.7兆円
- 新型コロナウイルス対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。(～令和4年度)
注：令和2年度 1.1兆円、令和3年度 0.5兆円、令和4年度 0.02兆円
- 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。(～令和6年度)
- 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。(～令和6年度)
注：令和2年度 1.4兆円、令和3年度 1.4兆円、令和4年度 0.06兆円

- 借入金の返還は、雇用保険二事業収支の剰余を活用。ただし、剰余額の1/2の範囲内で、雇用安定資金への積立が可能。
- 加えて、雇用保険財政や雇用保険二事業の実施の状況等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣に協議して、返済必要額から一定額の控除(返済免除)することが可能。
- 令和6年度までを目処に、雇用保険財政等を踏まえ、控除の在り方を検討。

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）

附 則

（検討）

第九条（略）

2（略）

3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和5年12月20日
厚生労働省

大臣折衝事項

（4）労働

- 雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額については、令和5年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項本文の規定に基づき、全額を失業等給付の積立金に繰り入れることとし、控除の在り方については、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）附則第9条第3項の規定に基づき、引き続き検討する。

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

7 財政運営について

（3）雇用保険二事業について

- 次に、積立金から雇用安定資金への繰入額の返還については、令和5年度決算においては、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度以降で初めて、雇用保険二事業収支に剰余が発生することも見込まれるが、当該剰余額について、予期せぬ雇用情勢の変動に備え積立金を一定程度確保しておくことの重要性や、積立金の水準が早期に回復することは、失業等給付の保険料率の水準に影響すること等に鑑み、全額を積立金に繰り入れることとすべきである。
- 一方、雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの繰入額に係る控除の在り方については、令和4年雇用保険法改正法附則第9条第3項の規定に基づき、引き続き検討すべきである。
この点について、使用者代表委員からは、今後の控除の在り方の検討に当たって、有事の際に適切な対応ができない恐れがあることから、雇用保険二事業の財政再建に向けた道筋を早急に明確化することが不可欠であるとの意見、雇用調整助成金の特例措置が新型コロナウイルス感染症の拡大の際の失業予防に一定の機能を果たしたことを踏まえ、その費用の全額を事業主のみが拠出する保険料で賄われている雇用保険二事業で負担するのが妥当なのか等の観点から返還の在り方の議論を行うべきであるとの意見、雇用安定資金へ積立金から繰り入れられた金額には失業等給付に充てるために一般会計から繰り入れたものも含まれていることを広く関係者間で共有すべきであるとの意見があった。
また、労働者代表委員からは、労働者が拠出した保険料が含まれる積立金からの繰入額は、積立金の推移などにかかわらず、最優先で保全されるべきであるとの意見があった。
- また、令和5年度決算により生じる剰余金を全額積立金に繰り入れることで当面は雇用安定資金の残高がない状態となるが、企業が行う能力開発等の重要性が増す中で、雇用保険二事業の効率的かつ適正な執行に努めるべきである。

参考資料



参照条文①

□ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）（※）

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第三号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合
 - イ 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一
- 二 日雇労働求職者給付金については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合
 - イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
 - ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一
- 三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一
- 四 育児休業給付については、当該育児休業給付に要する費用の八分の一
- 五 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5 （略）

附 則

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項（同項第三号及び第五号に規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による国庫の負担については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項の規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2 （略）

第十四条 令和六年度から令和八年度までの各年度においては、第六十六条第一項（同項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び前条（同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、国庫は、同項（同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 （略）

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和九年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

参照条文②

□ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）（抄）（※）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条（略）

2～4（略）

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「雇用継続給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内において変更することができる。

6～11（略）

□ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）（抄）

附則

第九条（略）

2（略）

3 政府は、令和六年度までを目途に、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金及び雇用安定資金の額その他の同勘定の財政状況等を踏まえ、新特別会計法附則第二十条の三第八項の規定による控除の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4（略）

□ 参議院 厚生労働委員会附帯決議（令和4年3月29日）（抄）

十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が抛出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等も勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金からの借入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。

(※) 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。

参照条文③

□ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）（抄）

附 則

第二十条の三 （略）

2・3 （略）

- 4 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。
- 5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であって、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。
- 6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとするすることができる。
- 7 （略）
- 8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であって、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。

雇用保険制度における国庫負担

現在の国庫負担の基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付 費用の1/4 or 1/40 (基本手当、特例一時金)、1/3 or 1/30 (日雇労働求職者給付金)

○ 国庫負担割合は、雇用情勢等に応じて機動的な対応が可能な仕組みとして、以下のとおりとしている。

- ・ 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合※¹ : 1/4 (日雇は1/3)
- ・ 上記以外の場合 : 1/40 (日雇は1/30)

※¹ 以下のいずれも満たす場合。

- ・ 雇用情勢：前々年度の受給者実人員が70万人以上
- ・ 財政状況：前々年度の積立金の状況が、弾力倍率1未満

・ 一定の要件※²の下、上記とは別枠で機動的に国庫からの繰入ができる。

※² 保険料率が①本則の料率(8/1,000)以上若しくは②次年度に本則の料率となる見込み(=前年度の弾力倍率が2以下)である場合、又は③積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合(前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急激に悪化している場合)。

なお、この仕組みにより繰り入れた額は(※¹)の弾力倍率の計算に含める。

育児休業給付 費用の1/8

○ 国庫負担は、平成19年度～平成28年度の間本来の55%、平成29年度～令和5年度の間は時限的に本来の10%に引き下げている。

雇用継続給付(介護休業給付に限る。)費用の1/8(令和8年度まで 1/80(=1.25%))

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。(平成19年度～)
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。
- さらに、平成29年度から令和8年度までの間は、**時限的に本来の10%の額**に引き下げている。

求職者支援事業 費用の1/2(当分の間 11/40(=27.5%))

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。(平成23年度～)
- ※ 平成29年度～令和3年度は時限的に本来の10%の額に引き下げている。
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。

※ 以下の給付については、国庫負担は講じられていない。 高年齢求職者給付金、就職促進給付、高年齢雇用継続給付、教育訓練給付

※ 令和6年雇用保険法改正により、令和7年10月に施行する教育訓練休暇給付金に要する費用について、求職者給付と同様の国庫負担を行うこととしてい 17
る(1/4又は1/40)。

休業支援金・給付金の支給決定件数・支給決定額の推移

<令和6年3月末時点の累計>

- ・支給決定件数：534万件
- ・支給決定額：3,715億円（うち大企業：249億円、中小企業：3,465億円）
（うち休業支援金：1,268億円、休業給付金：2,447億円）

※令和6年3月末時点の数値で集計



(注) 支給対象となる休業期間は令和5年3月末で終了。支給申請は令和5年7月末で終了。審査・支給事務は令和6年3月末で終了。

雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額の推移

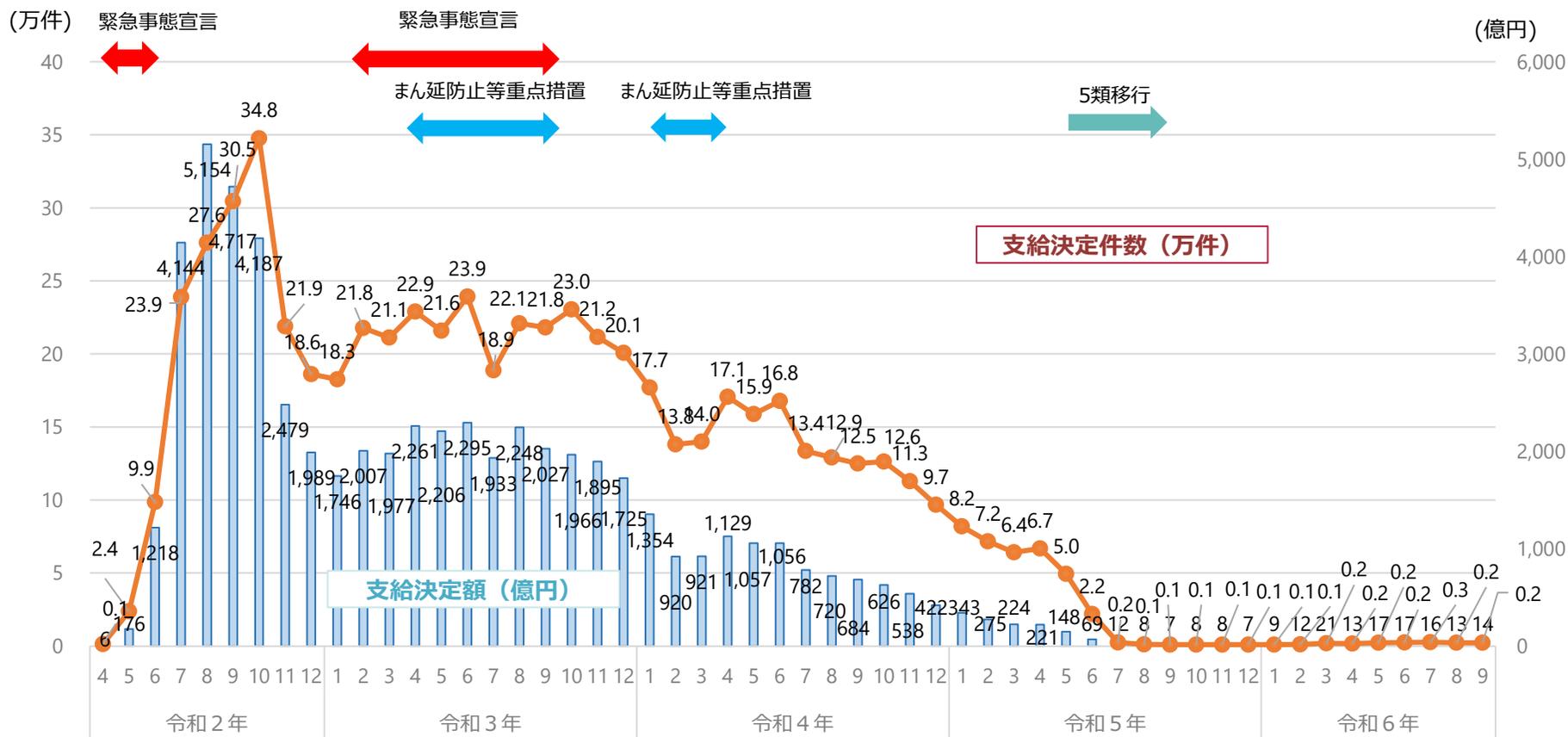
○ 雇用調整助成金の支給決定件数・支給決定額は、緊急事態宣言期間等には増加したものの、以降は減少傾向。

累計支給決定件数：632万件 累計支給決定額：6兆26億円

※令和2年4月～令和6年9月末までの累計値

※令和6年10月1日現在

(平成30年決定件数：5.9千件 支給決定額：20億円、令和元年決定件数：6.4千件 支給決定額：35億円)



※支給決定件数、支給決定額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置及び通常の雇用調整助成金の数値。